

改正後

令和7年5月1日から適用

現行

別表－1

測量業務 諸経费率表

(1) 諸経费率標準値

直接測量費 (成果検定費を除く)	50万円以下	50万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの
		(2)の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による		
適用区分等	下記の率とする	A	b	下記の率とする
		率又は変数値	<u>95.8%</u>	

(2) [略]

別表－1

測量業務 諸経费率表

(1) 諸経费率標準値

直接測量費 (成果検定費を除く)	50万円以下	50万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの
		(2)の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による		
適用区分等	下記の率とする	A	b	下記の率とする
		率又は変数値	<u>91.2%</u>	

(2) [略]